

# ライブハウスでのライブイベント実施の可否について（7月12日～9月12日）

飲食店許可なし				飲食店許可あり			
酒類持込・カラオケ いずれかあり		酒類持込・カラオケ いずれもなし		酒類提供・持込、 カラオケいずれかあり		酒類提供・持込、カラオケ いずれもなし	
休業要請 （§45Ⅱ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・時短要請（～20時）（§24Ⅸ） （1,000㎡以下の施設は、協力依頼）</li> <li>・特措法施行令第12条に規定される各措置の 実施を要請（§45Ⅱ）</li> <li>・業種別ガイドライン遵守を要請（§24Ⅸ）</li> </ul>		休業要請 （§45Ⅱ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・時短要請（§45Ⅱ）（～20時）</li> <li>・特措法施行令第12条に規定される各措置の 実施を要請（§45Ⅱ）</li> <li>・業種別ガイドライン遵守を要請（§24Ⅸ）</li> </ul>	
無観客イベント 無観客使用 （時間制限なし） ○ ※1、※2	無観客イベント 無観客使用 ※1、※2	有観客イベント 有観客使用		無観客イベント 無観客使用 （時間制限なし） ○ ※1、※2	無観客イベント 無観客使用 ※1、※2	有観客イベント 有観客使用	
		飲食持込 あり※4	飲食持込 なし※3			飲食提供 あり※4	飲食提供 なし※3
有観客イベント 有観客使用 ×	○ 時間制限なし	○ ～20時	○ ～21時 ※5	有観客イベント 有観客使用 ×	○ 時間制限 なし	○ ～20時	○ ～21時 ※5

- ※1 イベント主催者、出演者等（バンド等）、施設関連業務従事者や、配信等に必要演奏・撮影・運営等に関わる人を幅広く解釈し、実質的な有観客でのイベント開催を行うことは認められない点に留意すること。
- ※2 イベント主催者、出演者等（バンド等）、施設関連業務従事者や、配信等に必要演奏・撮影・運営等に関わる人への酒類・食べ物の提供、販売、酒類の持込は、飲食店等に対する要請の趣旨を踏まえ、自粛すること（ただし、例えば、出演者に弁当等を提供することや、スタッフにいわゆる「まかない飯」等を提供することなどは、それが飲食店としての外形を有しない限度で、差し支えないものとする。）
- ※3 イベント主催者に対し、人数上限5,000人かつ収容率50%以内で開催、時短（～21時）、業種別ガイドラインの遵守を要請（§24Ⅸ）
- ※4 20時までに飲食の提供を終了したとしても、継続して21時まで有観客イベント、有観客使用を実施することはできない。
- ※5 21時までイベント、営業を実施するためには、①一切飲食提供を行わないか、②20時までに飲食利用者を一度退場させ、改めて観客を入場させたうえで、飲食を提供せずに実施することが必要